

大和市道の構造の技術的基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月15日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第7号

大和市道の構造の技術的基準を定める規則の一部を改正する規則

大和市道の構造の技術的基準を定める規則（平成25年大和市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の意義」を削る。

第10条第3項に次のただし書を加える。

ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。